７．その他

７－１．ＪＷＮＥＴマニフェスト番号採番仕様

７－２．情報処理センターのＥＤＩ機能

７－３．ＥＤＩ処理状況の確認

７－４．通知情報

７－５．コード表

７－６．ＥＤＩ事業者／加入者について

７－７．ＪＷＮＥＴ-ＥＤＩ方式　ＥＤＩシステム運用開始までの流れ

７－８．照会可能件数制限

７－９.放射性物質情報の仕様

７－１．ＪＷＮＥＴマニフェスト番号採番仕様

ＪＷＮＥＴ（電子マニフェストシステム）におけるマニフェスト番号の採番方式は下記のとおりです。

Ⅰ．　番号体系

マニフェスト番号は、10桁の数字に１桁のチェックデジットを末尾に付加した11桁とします。但し将来、加入者数、マニフェストデータ登録数の増加等の理由により桁数を増やす可能性があります。11桁である保証はありませんので、ＥＤＩ方式システムに対応した社内システム等を設計する場合、配慮が必要です。

2006年 6月23日まで運用していた旧システムでは、1桁目が登録年(西暦)の末尾1桁を使用していましたが、2006年 6月26日以降のシステムではこの体系を廃止し、単純にデータベース上の空き番号を使用することとしました。番号体系についても、今後変更する場合があります。ＥＤＩ方式システムに対応した社内システム等を設計する場合、配慮が必要です。

Ⅱ．　採番

マニフェスト番号は、既登録マニフェストデータとのユニーク性確保の為、電子マニフェストデータベース上の空き番号から採番します。

採番タイミングは、排出事業者から予約登録又はマニフェスト登録が行われた時点とします。

Ⅲ．　チェックデジット

「Ⅰ．番号体系」で述べたとおり、マニフェスト番号（予約番号を含む）の末尾１桁はチェックディジット（Check Digit）となっています。

現在のチェックディジットの計算方法はモジュラス１０（Modulus 10）を採用しています。チェックディジットの計算方法についても、将来変更する可能性はありますので、ＥＤＩ方式システムに対応した社内システム等を設計する場合、配慮が必要です。

モジュラス１０には、何通りかの計算方法がありますが、ＪＷＮＥＴでは単純計算とし、ウェイト計算は行っていません。以下に計算例を示します。

計算例

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
値	1	1	0	0	2	1	3	3	0	8

計算　①　各桁の数値の総和を求める

1+1+0+0+2+1+3+3+0+8=19

②　①で求めた総和を"10"で除算し余りを求める

19÷10＝1・・・9

③　②で求めた数字を末尾に付加して11桁とする

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
結果	1	1	0	0	2	1	3	3	0	8	9

マニフェストデータに採番される番号="11002133089"

７－２．情報処理センターのＥＤＩ機能

（１） 接続情報(HD1)と加入者情報(HD2)の認証

認証内容

・要求ファイル(HD1)の接続登録番号と情報処理センターに登録されているＥＤＩ接続登録システム情報を照合する。

・要求ファイル(HD2)の加入者情報と情報処理センターに登録されているＥＤＩ利用情報を照合する。

（２） ＥＤＩ処理

⇒正常の場合

・要求ファイルの内容でＥＤＩ処理を実行する。

⇒エラーの場合

・エラーとして結果ファイルを作成する。

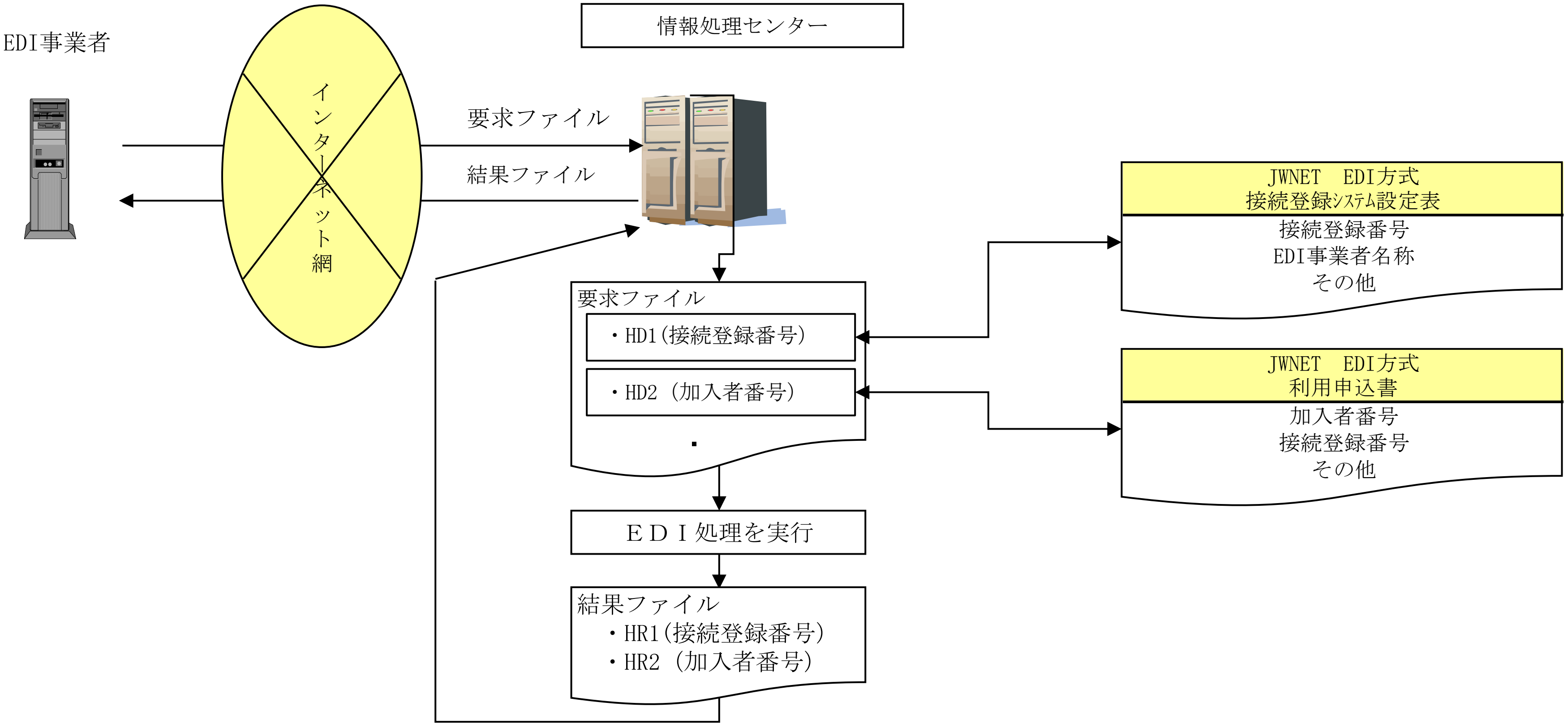

７－３．ＥＤＩ処理状況の確認

ＥＤＩ事業者から送付された要求ファイルの処理状況をWebページを介して、ＥＤＩ接続登録番号単位に情報を提供いたします。

（１）ＥＤＩ処理状況照会ページ

ＥＤＩ事業者サポートページ内にＥＤＩ処理状況照会ページがあります。

①検索条件について

接続登録番号が必須の検索条件となります。

②照会結果の項目について

問合番号　…　要求ファイルに対して一意に設定される番号です。情報処理センターへの問合せの際にご利用ください。

受付日時　…　情報処理センターのEDIシステムが要求ファイルを受付けた日時です。（「全銀協標準プロトコル(TCP/IP版)拡張Ｚ手順」の受信時間とは異なります。要求ファイル受信後にEDIシステムが要求ファイルを取込んだ時間です）

作成日時（要求ファイル）　…　要求ファイルのHD1の「項番8：作成日付」、「項番9：作成時間」の値です。

要求コード　…　要求ファイルのHD1の「項番3：要求コード」の値です。

処理状況　…　現在の要求ファイルの処理の状況です。

※「処理完了」は結果ファイルの作成が完了した状態です。結果ファイルの送信が完了した状態ではありません。

※「処理完了（エラーＡ）」等の「処理完了」の後の「（エラー○）」は結果ファイルに設定されたエラーコードにより設定されます。情報処理センターのEDIシステムに問題が発生した等の意味ではありません。（エラー○の○には「６－３．センター側ＥＤＩサーバーエラーチェック順」に記載のチェックのタイプが設定されます）

（２）ＥＤＩ処理状況における情報提供の範囲

ＥＤＩ処理状況照会ページで確認できる情報は情報処理センターが「全銀協標準プロトコル(TCP/IP版)拡張Ｚ手順」で受信後にEDIシステムが要求ファイルを取込んだ時点から結果ファイルが作成されるまでの処理の状況です。

※「全銀協標準プロトコル(TCP/IP版)拡張Ｚ手順」でエラーとなった場合は、ＥＤＩ処理状況照会ページの照会結果には載りません。

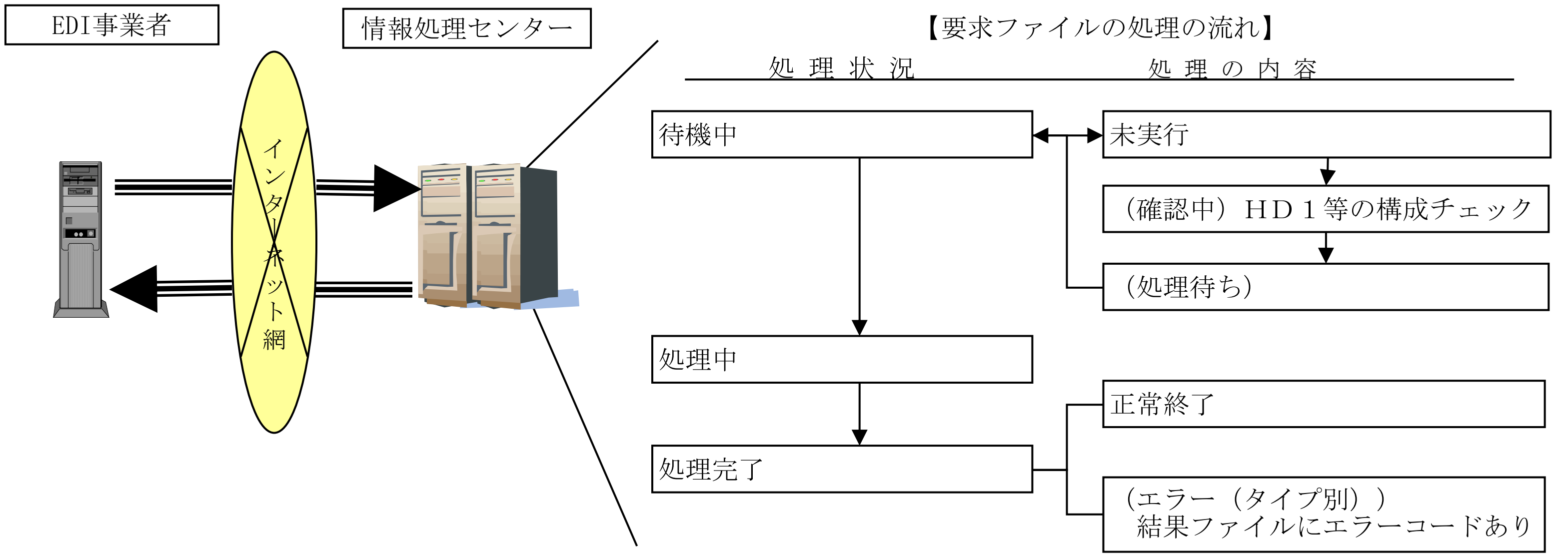

（３）ＥＤＩ処理状況照会ページの利用方法について

要求ファイルを送信してしばらくたつが結果ファイルの取得ができない等、自身の送信した要求ファイルに対する結果ファイルの取得ができない場合にＥＤＩ処理状況照会ページを使い、現在の状態をご確認ください。

＜結果ファイルが取得できない場合の確認の流れ（例）＞

①全銀協標準プロトコル(TCP/IP版)拡張Z手順対応ClientModuleが正常に稼働しているか確認

⇒ 稼働していない場合、全銀協標準プロトコル(TCP/IP版)拡張Z手順対応ClientModuleを正常に起動し結果ファイルを取得

②正常に稼働しているが、結果ファイルが取得できていない

⇒ ＥＤＩ処理状況照会ページで処理状況を確認

＜作成日時と要求コードで要求ファイルを特定する＞

・「待機中」の場合は、処理待ち状態のため、しばらく静観する。
・「処理中」の場合は、現在処理中のため、しばらく静観する。
・「処理完了」の場合は、結果ファイルの取得を実行する。（既に結果ファイルを取得済みの場合、取得はできません。処理状況が「処理完了」にもかかわらず結果ファイルの取得ができない場合、情報処理センター側では既に対象の結果ファイルは送信済みであるという状態となっている可能性が高いため、自身の全銀協標準プロトコル(TCP/IP版)拡張Z手順対応ClientModuleのログ等をご確認ください。
・該当の要求ファイルがない場合は、要求ファイルの送信が失敗しているとご判断ください。（要求ファイルの送信が成功しているにもかかわらず、照会結果に該当ファイルが載らない場合、情報処理センターまでお問合せください）

（４）ＥＤＩ処理状況照会ページの利用の流れ

①ＥＤＩ事業者サポートページにログインする

1)電子マニフェストシステムポータルページ（https://www.jwnetweb.jp/wusr/index.html）を開く。

2)加入者番号欄にEDI事業者番号、パスワード欄にパスワードを入力し、ログインボタンをクリックする。

②EDI処理状況照会ページに移動する

1)ページ左側の「EDI処理状況」をクリックするとメニューが展開され「EDI処理状況照会」が表示されます。

2)「EDI処理状況照会」をクリックします。

③EDI処理状況照会ページで検索する

1)検索条件を入力し、検索ボタンをクリックします。（接続登録番号は必須の検索条件です）

７－４．通知情報

電子マニフェストシステムでは、電子マニフェストの円滑な業務遂行を支援するため、マニフェスト情報の登録や
運搬・処分の終了報告、また、報告期限間近のマニフェスト情報について、通知情報を作成し、加入者に情報を提供します。

（１）通知情報の種類、通知のタイミング

通知情報の種類、および、通知のタイミングについて説明します。

No.	通知種類	通知区分※	通知タイミング	通知先		
				排出	運搬	処分
（登録、報告、修正、取消に係わる通知）						
1	予約情報登録通知	お知らせ	排出事業者が予約情報を予約登録した際に予約番号等を通知	－	○	○
2	マニフェスト情報登録通知	お知らせ	排出事業者がマニフェスト情報を本登録した際にマニフェスト番号等を通知	－	○	○
3	マニフェスト情報修正要請通知	重要	排出事業者によりマニフェスト情報の修正要請が出された際に通知(報告済のとき)	－	○	○
4	マニフェスト情報修正完了通知	お知らせ	排出事業者によるマニフェスト情報の修正が完了したときに通知	○	○	○
5	マニフェスト情報修正要請無効通知	重要	排出事業者によるマニフェスト情報の修正が無効になったときに通知	○	○	○
6	マニフェスト情報取消要請通知	重要	排出事業者によりマニフェスト情報の取消要請が出された際に通知(報告済のとき)	－	○	○
7	マニフェスト情報取消完了通知	お知らせ	排出事業者によるマニフェスト情報の取消が完了したときに通知	○	○	○
8	マニフェスト情報取消要請無効通知	重要	排出事業者によるマニフェスト情報の取消が無効になったときに通知	○	○	○
9	運搬終了報告通知	お知らせ	運搬終了報告が行われたときに通知	○	－	－
10	運搬終了報告修正要請通知	重要	運搬終了報告の修正要請が出された際に通知	○	－	－
11	運搬終了報告修正完了通知	お知らせ	運搬終了報告の修正が完了した際に通知	○	○	○
12	運搬終了報告修正要請無効通知	重要	運搬終了報告の修正が無効になった際に通知	○	○	－
13	運搬終了報告取消要請通知	重要	運搬終了報告の取消要請が出された際に通知	○	－	－
14	運搬終了報告取消完了通知	お知らせ	運搬終了報告の取消が完了した際に通知	○	○	○
15	運搬終了報告取消要請無効通知	重要	運搬終了報告の取消が無効になった際に通知	○	○	－
16	処分終了報告(中間)通知	お知らせ	処分終了報告(中間)が行われたときに通知	○	－	－
17	処分終了報告(最終)通知	お知らせ	処分終了報告(最終)が行われたときに通知	○	－	－
18	処分終了報告修正要請通知	重要	処分終了報告の修正要請が出された際に通知	○	－	－
19	処分終了報告修正完了通知	お知らせ	処分終了報告の修正が完了した際に通知	○	○	○
20	処分終了報告修正要請無効通知	重要	処分終了報告の修正が無効になった際に通知	○	－	○
21	処分終了報告取消要請通知	重要	処分終了報告の取消要請が出された際に通知	○	－	－
22	処分終了報告取消完了通知	お知らせ	処分終了報告の取消が完了した際に通知	○	○	○
23	処分終了報告取消要請無効通知	重要	処分終了報告の取消が無効になった際に通知	○	－	○
24	最終処分終了報告通知	お知らせ	最終処分終了報告が行われたときに通知	○	－	－
25	最終処分終了報告取消完了通知	お知らせ	最終処分終了報告の取消が完了した際に通知	○	－	○
（確認期限間近、確認期限切れ通知）						
26	運搬終了報告確認期限切れ通知	重要	90日(60日)の期限が経過しても運搬終了報告が行われないときに通知	○	○	－
27	運搬終了報告確認期限切れ間近通知	お知らせ	確認期限日間近になっても運搬終了報告が行われないときに通知	○	○	－
28	処分終了報告確認期限切れ通知	重要	90日(60日)の期限が経過しても処分終了報告が行われないときに通知	○	－	○
29	処分終了報告確認期限切れ間近通知	お知らせ	確認期限日間近になっても処分終了報告が行われないときに通知	○	－	○
30	最終処分終了報告確認期限切れ通知	重要	180日の期限が経過しても最終処分終了報告が行われないときに通知	○	－	○
31	最終処分終了報告確認期限切れ間近通知	お知らせ	確認期限日間近になっても最終処分終了報告が行われないときに通知	○	－	○

※2010/5/4のシステム移行の際にWeb方式は通知区分の切り分けを変更いたしましたが、EDI方式は以前のままの通知区分を踏襲したため、Web方式とEDI方式には通知区分に差異があります。

（２）通知コード一覧

通知コードを一覧表－1

通知の種類名	宛先	通知コード	法律区分 ※1
予約情報登録通知	収集運搬業者	201	×
	処分業者	301	×
マニフェスト情報登録通知	収集運搬業者	202	×
	処分業者	302	×
マニフェスト情報修正要請通知	収集運搬業者	203	×
	処分業者	303	×
マニフェスト情報修正完了通知	排出事業者	104	×
	収集運搬業者	204	×
	処分業者	304	×
マニフェスト情報修正要請無効通知	排出事業者	105	×
	収集運搬業者	205	×
	処分業者	305	×
マニフェスト情報取消要請通知	収集運搬業者	206	×
	処分業者	306	×
マニフェスト情報取消完了通知	排出事業者	107	×
	収集運搬業者	207	×
	処分業者	307	×
マニフェスト情報取消要請無効通知	排出事業者	108	×
	収集運搬業者	208	×
	処分業者	308	×
運搬終了報告通知	排出事業者	109	○
運搬終了報告修正要請通知	排出事業者	110	×
運搬終了報告修正完了通知	排出事業者	111	×
	収集運搬業者	211	×
	処分業者	311	×
運搬終了報告修正要請無効通知	排出事業者	112	×
	収集運搬業者	212	×
運搬終了報告取消要請通知	排出事業者	113	×
運搬終了報告取消完了通知	排出事業者	114	×
	収集運搬業者	214	×
	処分業者	314	×
運搬終了報告取消要請無効通知	排出事業者	115	×
	収集運搬業者	215	×
処分終了報告(中間)通知	排出事業者	116	○
処分終了報告(最終)通知	排出事業者	117	○
処分終了報告修正要請通知	排出事業者	118	×
処分終了報告修正完了通知	排出事業者	119	×
	収集運搬業者	219	×
	処分業者	319	×

※1　法律区分 ○：法律で定められた通知、×：法律による定めのない通知

通知コードを一覧表－２

通知の種類名	宛先	通知コード	法律区分 ※1
処分終了報告修正要請無効通知	排出事業者	120	×
	処分業者	320	×
処分終了報告取消要請通知	排出事業者	121	×
処分終了報告取消完了通知	排出事業者	122	×
	収集運搬業者	222	×
	処分業者	322	×
処分終了報告取消要請無効通知	排出事業者	123	×
	処分業者	323	×
最終処分終了報告通知	排出事業者	124	○
最終処分終了報告取消完了通知	排出事業者	125	×
	処分業者	325	×
運搬終了報告確認期限切れ通知	排出事業者	126	○
	収集運搬業者	226	×
運搬終了報告確認期限切れ間近通知	排出事業者	127	×
	収集運搬業者	227	×
処分終了報告確認期限切れ通知	排出事業者	128	○
	処分業者	328	×
処分終了報告確認期限切れ間近通知	排出事業者	129	×
	処分業者	329	×
最終処分終了報告確認期限切れ通知	排出事業者	130	○
	処分業者	330	×
最終処分終了報告確認期限切れ間近通知	排出事業者	131	×
	処分業者	331	×

※1　法律区分 ○：法律で定められた通知、×：法律による定めのない通知

（３）修正前後のマニフェスト情報の確認について

(3.1) 放射性物質管理を含まない場合

修正要請通知に伴い、修正前後のマニフェスト情報を照会する場合は、以下の機能番号を利用し、データ照会を行ってください。

［機能番号］3100　　　マニフェスト情報照会（番号指定）

修正要請通知のマニフェスト情報を照会する場合の指定方法

①　修正前のマニフェスト情報　対象のマニフェスト番号を指定し、承認待ち情報フラグを「0：通常」に設定する

この場合の結果ファイル

承認待ち状態となった原因によらず

レイアウト番号″R18″：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし
レイアウト番号″R19″：収集運搬情報（照会結果）	**設定値**
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし

②　修正後のマニフェスト情報　対象のマニフェスト番号を指定し、承認待ち情報フラグを「1：承認待ち情報」に設定する

この場合の結果ファイル

承認待ちとなった原因がマニフェスト情報の修正である場合

レイアウト番号″R18″：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	″2″：修正承認待
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし
レイアウト番号″R19″：収集運搬情報（照会結果）	**設定値**
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし

承認待ちとなった原因がマニフェスト情報の取消である場合

レイアウト番号″R18″：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	″3″：取消承認待
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし
レイアウト番号″R19″：収集運搬情報（照会結果）	**設定値**
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし

承認待ちとなった原因が運搬終了報告の修正である場合

レイアウト番号″R18″：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	″1″：待なし
レイアウト番号″R19″：収集運搬情報（照会結果）	**設定値**
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	
該当区間	″2″：修正承認待
それ以外の区間	″1″：待なし

承認待ちとなった原因が運搬終了報告の取消である場合

レイアウト番号"R18"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
レイアウト番号"R19"：収集運搬情報（照会結果）	設定値
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	
該当区間	"3"：取消承認待
それ以外の区間	"1"：待なし

承認待ちとなった原因が処分終了報告の修正である場合

レイアウト番号"R18"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"2"：修正承認待
レイアウト番号"R19"：収集運搬情報（照会結果）	設定値
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

承認待ちとなった原因が処分終了報告の取消である場合

レイアウト番号"R18"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"3"：取消承認待
レイアウト番号"R19"：収集運搬情報（照会結果）	設定値
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

(3.2) 放射性物質管理を含む場合

修正要請通知に伴い、修正前後のマニフェスト情報を照会する場合は、以下の機能番号を利用し、データ照会を行ってください。

[機能番号] 3101　　　マニフェスト情報照会（番号指定）

修正要請通知のマニフェスト情報を照会する場合の指定方法

① 修正前のマニフェスト情報　対象のマニフェスト番号を指定し、承認待ち情報フラグを「0：通常」に設定する

この場合の結果ファイル

承認待ち状態となった原因によらず

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）	設定値
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

② 修正後のマニフェスト情報　対象のマニフェスト番号を指定し、承認待ち情報フラグを「1：承認待ち情報」に設定する

この場合の結果ファイル

承認待ちとなった原因がマニフェスト情報の修正である場合

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）	設定値
項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"2"：修正承認待
項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）	設定値
項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

承認待ちとなった原因がマニフェスト情報の取消である場合

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）		設定値
	項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"3"：取消承認待
	項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）		設定値
	項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

承認待ちとなった原因が運搬終了報告の修正である場合

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）			設定値
	項番5「登録情報承認待ちフラグ」		"1"：待なし
	項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」		"1"：待なし
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）			設定値
	項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」		
		該当区間	"2"：修正承認待
		それ以外の区間	"1"：待なし

承認待ちとなった原因が運搬終了報告の取消である場合

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）			設定値
	項番5「登録情報承認待ちフラグ」		"1"：待なし
	項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」		"1"：待なし
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）			設定値
	項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」		
		該当区間	"3"：取消承認待
		それ以外の区間	"1"：待なし

承認待ちとなった原因が処分終了報告の修正である場合

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）		設定値
	項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
	項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"2"：修正承認待
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）		設定値
	項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

承認待ちとなった原因が処分終了報告の取消である場合

レイアウト番号"R34"：マニフェスト情報／予約情報（照会結果）		設定値
	項番5「登録情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし
	項番79「処分報告情報承認待ちフラグ」	"3"：取消承認待
レイアウト番号"R35"：収集運搬情報（照会結果）		設定値
	項番43「運搬報告情報承認待ちフラグ」	"1"：待なし

（４）通知情報の保管

　通知情報は通知が生成された日から起算して３０日間保管します。但し、修正または取消しにかかる要請通知については、承認または否認された時点で、１０日間承認、否認がされず放置され、修正または取消しが無効となった場合はその時点で当該要請通知を削除します。

（５）取得済、未取得の管理について

　ＥＤＩ方式では通知情報照会の照会条件に「照会通知情報」というフラグを設定することにより、既に取得した通知情報も含めて照会時点でデータベースに存在する全ての通知情報を取得するか、未取得の通知情報のみを取得するかを指定できます。
　この「取得済」、「未取得」の判定は接続番号ごとに行います。
　１加入者番号で１つの接続登録番号（ＥＤＩ方式対応システム）のみをご利用になる場合、または１つの接続登録番号とＷｅｂ方式をご利用になる場合は特に配慮は必要ありませんが、１加入者番号で複数の接続登録番号からＪＷＮＥＴにアクセスする場合、取得済、未取得の判定については接続登録番号毎であることを考慮して加入者側システムの設計を行う必要があります。
　尚、Web方式及び携帯方式からの照会については、取得済、未取得の判定は一切行いません。

（６）通知情報の加入者への提供

電子マニフェストの運用で、法律で定められた通知（（２）通知コード一覧　参照）があり、情報処理センターより通知情報を取得し、ＥＤＩ事業者のシステムで通知情報を加入者に提供する必要があります。

７－５．コード表

ＥＤＩ方式システム「 ＥＤＩシステム運用開始までの流れ 」の（7）各種コード表の①各種コード表に記載されたページより入手してください。

７－６．ＥＤＩ事業者／加入者について

（１）EDI利用確認キーについて

情報処理センターに登録されている加入者が、ＥＤＩ方式を利用するための確認キーです。　確認キーの発行は、ＥＤＩ事業者から情報処理センターへＪＷＮＥＴ　ＥＤＩ方式事業開始届出書が送付され、システム登録されると情報処理センターよりＥＤＩ事業者並びに加入者へEDI利用確認キーの記載された【JWNET】ＥＤＩ利用申込完了のお知らせメールが発行されます。また加入者には、EDI利用確認キー記載された「ＪＷＮＥＴ ＥＤＩ版利用証」が送付されます。

（２）加入者の加入区分・利用機能区分

加入者の利用できる機能はJWNETへの加入区分、利用機能区分（処分業者のみ）により異なります。
JWNETの加入区分、利用機能区分で利用できる機能は次の通りです。

No.	加入区分	利用機能区分	利用できる機能
1	排出事業者	-	「2.機能仕様」に掲載されている「排出事業者の機能」
2	収集運搬業者	-	「2.機能仕様」に掲載されている「収集運搬業者の機能」
3	処分業者	報告のみ	「2.機能仕様」に掲載されている「処分業者（報告機能）の機能」
4		２次登録のみ	「2.機能仕様」に掲載されている「処分業者（登録機能）の機能」
5		報告及び２次登録	「2.機能仕様」に掲載されている「処分業者（報告機能）の機能」と「処分業者（登録機能）の機能」

７－７．　ＪＷＮＥＴ-ＥＤＩ方式　ＥＤＩシステム運用開始までの流れ

ＥＤＩ方式システム「 ＥＤＩシステム運用開始までの流れ 」より入手してください。

７－８．照会可能件数制限

次の情報照会に対し、情報処理センターよりデータを提供できる件数について件数制限仕様として実装します。

№.	レイアウト番号	レイアウト名称	機能コード	機能名称
1	Ｄ１６	マニフェスト情報照会(番号指定)	３１００	マニフェスト情報照会(番号指定)
2	Ｄ１７	マニフェスト情報照会（条件検索)	３２００	マニフェスト情報照会(条件検索)
3	Ｄ２１	事業場情報照会	３４００	事業場情報照会
4	Ｄ２３	通知情報照会	３０００	通知情報照会
5	Ｄ２５	マニフェスト情報照会(番号複数指定)	３１００ ３１０１	マニフェスト情報照会(番号指定) マニフェスト情報照会(番号指定)（放射性管理機能を含む)
6	Ｄ２６	事業場情報照会(加入者番号複数指定)	３４００	事業場情報照会
7	Ｄ３３	マニフェスト情報照会(番号指定) (放射性物質管理を含む)	３１０１	マニフェスト情報照会(番号指定)（放射性管理機能を含む)
8	Ｄ３４	マニフェスト情報照会（条件検索) (放射性物質管理を含む)	３２０１	マニフェスト情報照会(条件検索)　(放射性管理機能を含む)

（１）照会結果の件数カウントするの結果レコードの考え方

データ照会に対しする結果レコードを各機能単位にグループ化し、グループ化した照会結果レコード（以下「照会結果レコード」と 記載）を件数カウントいたします。
各照会処理機能のグループ化は次の通りです。

(1-1)マニフェスト情報照会（番号指定）【D16】【機能コード　3100】

マニフェスト情報照会（番号指定）			【R16】		
	マニフェスト情報照会（番号複数指定）		【R25】		マニフェスト単位にグループ化した照会結果レコードを件数カウントする。
	マニフェスト情報（照会結果）		【R18】		
		有害物質情報	【R02】	【R18】有害物質情報の件数分データがある	
		収集運搬情報（照会結果）	【R19】	【R18】収集運搬情報の件数分データがある	
		最終処分事業事業場(予定) 情報	【R04】	【R18】最終処分事業事業場(予定) 情報の件数分データがある	
		最終処分終了日・事業場情報	【R13】	【R18】最終処分終了日・事業場情報の件数分データがある	
		連絡番号情報	【R05】	【R18】連絡番号情報の件数分データがある	
		備考情報	【R06】	【R18】備考情報の件数分データがある	
		一次マニフェスト情報	【R08】	【R18】中間処理産業廃棄物情報の件数分データがある	

(1-2)マニフェスト情報照会（条件照会）【D17】【機能コード　3200】

マニフェスト情報照会（条件照会）	【R17】		
マニフェスト情報（照会結果）	【R18】		マニフェスト単位にグループ化した照会結果レコードを件数カウントする。
有害物質情報	【R02】	【R18】有害物質情報の件数分データがある	
収集運搬情報（照会結果）	【R19】	【R18】収集運搬情報の件数分データがある	
最終処分事業事業場(予定）情報	【R04】	【R18】最終処分事業事業場(予定）情報の件数分データがある	
最終処分終了日・事業場情報	【R13】	【R18】最終処分終了日・事業場情報の件数分データがある	
連絡番号情報	【R05】	【R18】連絡番号情報の件数分データがある	
備考情報	【R06】	【R18】備考情報の件数分データがある	
一次マニフェスト情報	【R08】	【R18】中間処理産業廃棄物情報の件数分データがある	

(1-3)通知情報（照会）　【D23】【機能コード　3000】

通知情報（照会）	【R23】		
通知情報（照会結果）	【R24】		照会結果レコードを件数カウントする。

(1-4)事業場情報照会　【D21】【機能コード　3400】

事業場情報照会	【R21】		
事業場情報照会（加入者番号複数指定）	【R26】	【R21】事業場情報照会の事業場照会（加入番号複数指定）件数に指定さてた件数分のデータがある。	加入者番号単位にグループ化し照会結果レコードを件数カウントする。
事業場情報（照会結果）	【R22】	【R26】事業場情報照会（加入者番号複数指定）の事業場情報分のデータがある。	

(1-5)マニフェスト情報照会（番号指定）【D33】【機能コード　3101】

マニフェスト情報照会（番号指定）	【R33】		
マニフェスト情報照会（番号複数指定）	【R25】		マニフェスト単位にグループ化した照会結果レコードを件数カウントする。
マニフェスト情報（照会結果）	【R35】		
有害物質情報	【R02】	【R35】有害物質情報の件数分データがある	
収集運搬情報（照会結果）	【R19】	【R35】収集運搬情報の件数分データがある	
最終処分事業事業場(予定）情報	【R04】	【R35】最終処分事業事業場(予定）情報の件数分データがある	
最終処分終了日・事業場情報	【R13】	【R35】最終処分終了日・事業場情報の件数分データがある	
連絡番号情報	【R05】	【R35】連絡番号情報の件数分データがある	
備考情報	【R06】	【R35】備考情報の件数分データがある	
一次マニフェスト情報	【R08】	【R35】中間処理産業廃棄物情報の件数分データがある	
放射性物質情報	【R32】	【R35】放射性物質情報の件数分データがある	

(1-6)マニフェスト情報照会（条件照会）【D34】【機能コード　3201】

マニフェスト情報照会（条件照会）			【R34】		
	マニフェスト情報（照会結果）		【R35】		マニフェスト単位にグループ化した照会結果レコードを件数カウントする。
		有害物質情報	【R02】	【R35】有害物質情報の件数分データがある	
		収集運搬情報（照会結果）	【R19】	【R35】収集運搬情報の件数分データがある	
		最終処分事業事業場(予定）情報	【R04】	【R35】最終処分事業事業場(予定）情報の件数分データがある	
		最終処分終了日・事業場情報	【R13】	【R35】最終処分終了日・事業場情報の件数分データがある	
		連絡番号情報	【R05】	【R35】連絡番号情報の件数分データがある	
		備考情報	【R06】	【R35】備考情報の件数分データがある	
		一次マニフェスト情報	【R08】	【R35】中間処理産業廃棄物情報の件数分データがある	
		放射性物質情報	【R32】	【R35】放射性物質情報の件数分データがある	

尚、結果ファイルのレコードの詳細は、４－１．機能とファイルレイアウトの対応の（２）結果対応表を参照

（２）1レコードの照会条件に対応する照会結果レコード数の制限

指定された照会条件に一致する情報が301件以上存在した場合照会結果として300件の情報を結果ファイルに格納し、照会条件の直下にエラー情報（Ｅ０１）が追加され、エラーコード（″CA*****″）が設定される。

エラーコードの設定要領
①取得件数が99999件以上の場合
CA99999
②取得件数が301以上でかつ99998以下の場合
CA＋取得件数　（　例　取得件数　350件の場合は、CA00350　）

注意）　通知情報照会及び事業場照会は適用外とし、照会条件に一致する全ての情報を結果ファイルに格納いたします。

（３）1結果ファイルに格納できる照会結果レコードの制限

1要求ファイルに複数の照会条件を設定して処理した結果、照会結果レコードが3,200件を超えた場合、処理中に照会処理は（２）の条件に従い処理を継続実行いたしますが次の照会処理は実施せずに、照会条件の結果レコードの直下にエラー情報（Ｅ０１）が追加され、エラーコード（″EE06001″）が設定される。

７－９．放射性物質情報の仕様

１．放射性濃度、表面線量率　それぞれ登録できること。どちらも登録するか、一方のみ登録するか、どちらも登録しないこともありえる。
２．EDIで放射性物質情報が送付されない場合は、測定データなし、として処理する。
３．放射性濃度は、セシウム総量の入力、セシウム個別（セシウム１３４、セシウム１３７）の入力がある。
４．放射性濃度には放射性物質の検出、不検出がり、不検出の場合、　備考に放射性物資の情報（例：セシウム１３４：○未満　）を報告できるようにする。
５．表面線量率は測定条件を備考（例：測定表面○ｃｍで測定、バックグラウンドの測定値○μSv/h）を使用して報告できるようにする。
６．セシウム134は測定データあり、セシウム137は測定データ無しがありえる。

【放射性物質情報の記載要領】

					備考欄の記入条件及び記入要領	
項目	放射性物質コード		放射性値単位	放射性値の桁数	放射性物質検出区分	備考の記入要領
表面線量率	A0	表面線量	1.μSv/h	整数３桁＋小数２	-	測定表面○○ｃｍで測定、バックグラウンドの測定値○○μSv/h
放射性濃度	B0	セシウム総量	2.Bq/Kg	整数７桁	不検出	放射線の種類：○○未満 例：セシウム１３４：○未満
	C1	セシウム１３４	2.Bq/Kg			
	C2	セシウム１３７	2.Bq/Kg			

例）　①表面線量の報告

放射性物質コード	放射性物質検出区分	放射性値	放射線値単位CD	備考
A0(表面線量)	1（検出）	0.12	1（μSv/h）	測定表面５０ｃｍで測定、バックグラウンドの測定値０．２μSv/h

②セシウム総量の報告

放射性物質の個別（セシウム１３４、セシウム１３７）情報の報告はできない。

・放射性物質を検出の場合

放射性物質コード	放射性物質検出区分	放射性値	放射線値単位CD	備考
B0(セシウム総量)	1（検出）	15	2（Bq/Kg ）	

・放射性物質を不検出の場合

放射性物質コード	放射性物質検出区分	放射性値	放射線値単位CD	備考
B0(セシウム総量)	2（不検出）			セシウム：１未満

③セシウム個別の報告

放射性物質の総量情報(合計）の報告はできない。

放射性物質コード	放射性物質検出区分	放射性値	放射線値単位CD	備考
C1(セシウム１３４)	1（検出）	15	2（Bq/Kg ）	
C2(セシウム１３７)	1（検出）	15	2（Bq/Kg ）	
	合計	30	（Bq/Kg ）	

放射性物質コード	放射性物質検出区分	放射性値	放射線値単位CD	備考
C1(セシウム１３４)	1（検出）	15	2（Bq/Kg ）	
C2(セシウム１３７)	2（不検出）			例：セシウム１３７：１未満
	合計	15	（Bq/Kg ）	